

# 一市民 森



# を名譽棄損で提訴した

# 裕子・前参院議員が



# 痛恨の完全敗訴で控訴断念

前国会議員が一市民を相手取って損害賠償金500万円の支払いを求めた異例の名譽棄損裁判の判決が7月18日、東京地裁で言い渡された。主文(原告の請求をいずれも棄却する)。前国会議員こと森裕子・前参院議員にとって文字どおり痛恨の敗訴判決だ。

## 検審、架空議決疑惑を追及

本誌は本年4月号から6月号の3回にわたって、(小沢一郎を強制起訴に追い込んだ検察審査会と最高裁の闇)と題する特集記事を短期集中連載した。

詳細についてはバックナンバーを参照いただきたいが、概略を一言でいうと、民主党幹事長(当時)だった小沢一郎議員が政治資金規正法違反で強制起訴された背景に重大な疑惑があることを指摘する内容だ。

一連の疑惑にいち早く着目したのが東京在住の志岐武彦氏(72)で、自らが開設・運営しているブログ(二市民が斬る!!)に独自の調査レポートを執筆。さらには自身初の著書となる(最高裁の罟)(K&Kプレス)を出版している。周知のとおり小沢議員

の政治資金団体「陸山会」が政治資金収支報告書に虚偽記載をした「陸山会事件」は、同議員がその首謀者だとして起訴されたものの、結局のところ無罪判決を受けている。

そもそもこの事件は、検察も小沢議員の刑事責任は問えないとして起訴を見送った案件だった。しかし、これをまかりならんとする市民が検察審査会に不服申し立てをし、検審が二度にわたって起訴議決したことから同議員は強制起訴され、刑事被告人となった。志岐氏がブログや著書で指

摘しているのは、二度にわたって起訴議決をしたとされる東京第5検察審査会が実際には開かれていなかったのではないという疑惑だ。

志岐氏がいう。「小沢一郎議員は開かれてもいない東京第5検察審査会の『架空議決』によって強制起訴されたものと私は確信しています」。同氏が「架空議決」と結論付けるに至った根拠はいくつもある。たとえば検察審査会事務局発表の検察審査員の平均年齢が一転三転した不可解については、「実際には審査員のない、幽霊審査会」だったからこそ、そのような不手際が起きたのではないか(志岐氏)とみる。…続きは本誌にて